

# シェアリングレター

－「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています－

< 編集発行 >

公認会計士 林光行事務所  
 税理士  
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町  
 1-13 サンセットビル  
 TEL 06(6772)7770  
 FAX 06(6772)7740  
<http://www.share.gr.jp/>

第46号

2013年4月

## 雀

所長 林光行

私が育ったのは、上町台地の東斜面を下った下町です。その昔、東斜面一帯は桃林で「桃山」という地名でした。環状線の桃谷駅も当初は「桃山駅」でした。駅が開業した1895年(明治28年)当時、付近は一面の桃林だったそうです。また、私の母校は「桃陽小学校」です。

しかし、1957年にできた校歌に「桃の林に小鳥が鳴いた それは昔の春の夢 今は街中 ビルさえ並ぶ…」とあった通り、桃の木など見当たらなくなっていた街中で、小学生だった私は、桃林があったのは随分と大昔のことだったろうと思っていました。

私が小学生だった頃、今では高層マンションの立ち並ぶ場所に桃山市民病院があり、その入口には、小学生数人が手を繋いでやっと周囲を囲むことができるほどのポプラの大木が繁っており、夕暮れ時には何百羽という雀が<sup>ねぐら</sup>時を求めてやってきました。

緑豊かな病院の庭では、春には<sup>ノビル</sup>ハコベや<sup>ボウボウ</sup>野蒜も<sup>カクレンボ</sup>茫茫に生え、夏には蟬採りや木登りに隠れん坊、秋には赤トンボの群れ…。ほんの数十年前の出来事なのに、今の母校の小学生に往時のことを話しても、きっと遙か大昔の話だと思われることでしょう。

しかし、小学生時代に知らなかった過去のことは、文献等で学ばない限り、年齢とともに知見となるものではありません。このままでは、大阪の真ん中で空を覆う雀の大群、乱舞する赤トンボの記憶は、私たちの年代が消え去るとともに失われてゆくことでしょう。

記憶だけでなく、事実として雀が日本中で<sup>りゅうちょう</sup>減っているそうです。元来、雀は人間と共に暮らす<sup>りゅうちょう</sup>留鳥です。餌があっても人間が居なくなると雀も居なくなります。その雀が減りつつあることは、寂しくもあり、また将来に対する少しばかりの不安も感じさせます。

ある物理学者が、「原理上、過去とは我々が認識する事象であり、未来とは我々が影響を及ぼしうる事象である」と書いていました。過去のことも<sup>おぼつか</sup>覚束ない私にとって、未来を見通すことなど<sup>あた</sup>能われないことですが、<sup>いくばく</sup>幾許かの影響を及ぼすことはできるかもしれません。

子やその子等に、私たちが昔、自然とともにあった記憶を伝えたいと思います。しかし、それ以上に、僅かに残されている美しい山河緑を守り残すことに努めたいと思います。残すべきそれは、コンクリートに傷つけられ<sup>ゴミ</sup>塵に塗れ、息も絶え絶えの状態にあります。

## ～ CONTENTS ～

## 5月－9月の税務

○ 交流 第39回 血液センター ……………	2
○ 経営倶楽部 第78回「2013年の課題と展望」…	4
○ 税制改正 ……………	6
○ 新しい会計基準について ……………	9
○ 第20回KS経営研究会 ……………	10
○ 採用と退職における人事労務管理 ……………	11
○ 社会福祉法人 経営セミナー ……………	12
○ 寄稿～金融円滑化法の終了を迎えて ……………	14
○ 寄稿～TPPの影響はいかに? ……………	15
○ 寄稿～それでも原発再稼働! ? ……………	16
○ 寄稿～ミャンマー ……………	17
○ 2013年合宿レポート ……………	18
○ いま 思うこと 伝えたいこと ……………	20
○ ANAセミナーの感想とご案内 ……………	23

5月10日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限
31日	3月決算法人の確定申告期限
7月1日	4月決算法人の確定申告期限
10日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1～6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届提出期限
	労働保険料の年度更新期限
16日	所得税予定納税額の減額申請期限
31日	5月決算法人の確定申告期限
9月2日	6月決算法人の確定申告期限
	個人事業者の25年分消費税の中間申告期限
30日	7月決算法人の確定申告期限

# 第39回 交流

## 日本赤十字社 近畿ブロック血液センター



以前、大阪府赤十字血液センターの監査に従事させて頂いたとき、血液センターの事業がとても重要であることを知り、ぜひ多くの方に知っていただきたいと思っておりました。そこで今回は、1年前に開設された、茨木市彩都にある日本赤十字社近畿ブロック血液センター様を訪問させて頂きました。

改めて職員の方々の真摯な思いや熱意に接することができました。（税理士・中小企業診断士 前田 有太可）

\*\*\*\*\*

監査でお世話になりました経理課長 佐藤克明様からのご紹介で、人事課研修係長 泉本柳子様に見学コースに沿って説明していただき、企画課広報係長の毛藤もと子様にインタビューさせて頂きました。

### ✦ 輸血の歴史

「人間への初めての輸血は、1667年にフランス人医師ドニにより、人間の血ではなく、子羊の血によって行



われました。当初は成功したのですが、結局、一人の患者を死なせてしまったことにより、長らく輸血は禁じられてしまいました。」

「1825年、イギリス人医師ブランデルにより出産による失血で瀕死の婦人に輸血して成功しましたが、血液型が発見されるまで、重い副作用や死亡事故は当たり前だったようです。」

「1900年、オーストリアの医師ラントシュタイナーにより、血液型が発見されました。当初はA, B, C型と呼ばれていました。赤血球を調べてみると、A型にはA抗原、B型にはB抗原、AB型にはAとBの抗原がありますが、C型にはどちらの抗原もゼロであることから、今のO型と呼ばれるようになりました。」

「また、血液は体外に取り出すときに凝固してしまいますが、1914年にクエン酸ナトリウムを血液に混入させることにより凝固しないことがわかりました。」  
「この血液型と抗凝固剤の発見により、血液を採取して保存し、必要なときに輸血できるようになり、第2次大戦では輸血により多くの生命が救われました。」

### ✦ 日本での輸血

「日本に近代的な輸血方法が広まるきっかけは、1930年、浜口首相が狙撃された際、輸血により一命を取りとめたことによるものでした。当時は患者の隣に血液提供者を寝かせ、注射器で採取した血液を直ちに輸血

する方法で、『まくら元輸血』と言われていました。」「ところがこの輸血方法は安全性に問題があり、1948年梅毒感染事故が発生し、大きな問題となりました。そこで、厚生省は本格的に血液事業に取り組むことを決め、日本赤十字社により1952年に日本赤十字社東京血液銀行（現赤十字血液センター）が開設されました。」

### ✦ 売（買）血の横行と血液センターの設立

「ところが、同時期に民間の血液銀行が設立され、仕事にあぶれた日雇い労働者や生活困窮者から有償で血を買っていた（買血）ため、赤十字が行う無償で血液を提供（献血）する人はほとんどいませんでした。」「血液を売ってその日の糧を得る常習売血者が多く、そのような血は赤血球の少ない黄色の血漿ばかりが目立つ、いわゆる『黄色い血』で、輸血に使用できないものが多かったのです。売血によって引き起こされる悲惨な健康状態、あるいは血液の売買は人身売買につながるとして、高校生、大学生を中心に売（買）血追放運動が各地で起こりました。」

「おりしも、1964年にライシャワー米駐日大使が暴漢に襲われ、その治療の輸血により肝炎に感染したことから、政府も重い腰を上げ、血液事業は『献血』のみで行うという閣議決定を行いました。こうして、各地に赤十字血液センターが開設されていきました。」

### ✦ 献血手帳の改正

「当時、献血手帳には『あなたやあなたのご家族が輸血を必要とされる際、この手帳で輸血が受けられます』という優先還元条項と輸血実績を表す『供給欄』があり、輸血を受けるとそれに見合う血液は返さないといけなかったため社会的批判が高まりました。その原因は自分の血液を預けるという預血的運用にありました。1980年に優先還元条項が、1982年に『供給欄』が削除され、輸血が必要なとき献血の実績に関係なく誰でも安心して必要な輸血を受けられるようになりました。」

＋ 血液の知識

「人間の体にある血液量は、男性なら4リットル、女性なら3.5リットルです。その3分の1が失われると人間は生きていくことができません。血液を運ぶ血管の全長はなんと地球4周(16万km)にもなります。血液の成分は以下のようになっています。」

成分	比率	役 目	献血方法
血 漿	55%	栄養や赤血球を運ぶ	全血, 成分
赤血球	43%	酸素, 二酸化炭素を運ぶ	全血
白血球	1.5%	病原体やウイルスと戦う	除去する
血小板	0.5%	破れた血管をふさぐ	成分

「現在は、献血して頂いた血液をそのまま輸血することとはほとんどなく、必要な成分だけを輸血する成分輸血がほとんどです。頂いた血液はウイルスやHIVなどの検査を経て、白血球を除去し成分ごとに分離して、『赤血球製剤』などの輸血用血液製剤となります。」

製剤	輸血の可否	有効期間
血 漿	○	1年
赤血球	○	21日
白血球	不可	—
血小板	○	4日

「意外かもしれませんが、病原体から体を守ってくれる白血球は、輸血される患者さんにとっては『他人の白血球』なので敵として認識されてしまい、発疹、発熱などの副作用を起こす可能性があるのです。」

＋ 血液は何に使われているの？

「輸血というと交通事故などの大量失血に使うのかというイメージがありますが、実はそれは3%ほどで、85%は、がん、白血病など病気の治療に使われます。」

＋ 全血献血と成分献血

「『全血献血』は、血液をそのまま採取させていただく方法です。血液はたとえ同じ血液型でも微妙に違っています。ですから、多くの方の血液を混ぜて一人の患者さんに輸血すると副作用が発生する可能性が高まります。200ml献血に比べ、400ml献血にすると、一人の患者さんに対してより少ない献血者からの輸血が可能になるため、今は400ml献血を主としてお願いしています。」



「『成分献血』は、主として血小板や血漿の成分だけを採取し、体内で回復に時間のかかる赤血球は体内に戻す方法です。特に血小板は採血後の有効期間が短く、また白血病やがんなどの患者さんに多く必要とされるため、血小板成分献血が非常にありがたいわけです。」

＋ 献血が抱える問題点

「血小板や赤血球など有効期間が短い血液製剤がありますので、作り置きしておくことができません。ですから、常に安定して献血量を確保する必要があります。冬場から春先にかけては、風邪などで体調を崩す方が多いことから、献血者が減少します。また、ゴールデンウィークやお盆、年末年始は減少しがちです。」

「阪神大震災や東日本大震災の折、長蛇の列ができるほど献血者の方がつめかけてくれました。しかし、先ほど申し上げた有効期間の問題がありますので、せっかく一度に大量に血液を頂いても、有効期限切れで処分せざるを得ないことになってしまいます。」

「また、10代と20代の若者の献血が減少し続けており、将来の安定供給に支障を来す恐れがあります。」

＋ 献血場所はどこで？

「かつては、献血車が多かったのですが、今は都市部を中心に交通の便が良い場所に献血ルームを設置し、快適で安心して献血できる環境を整えています。」

大阪周辺の献血場所：梅田、心斎橋、なんば、日本橋、森ノ宮、あべの、茨木、枚方、門真、堺東、二色浜

＋ 献血は「手軽なボランティア」

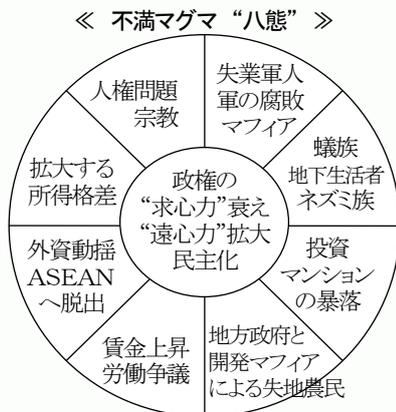
取材を通して、今でこそ「安全な血液」は必要なだけ輸血できますが、ほんの30年前まではそうではなかったことが改めてわかりました。そして、私事ですが、大学生の息子に献血のことを聞くと何も知りません。私たち親の世代が子どもを連れて献血に行く必要があると強く思います。「血液センター」と検索しますと、献血に関する情報や最寄りの献血ルームが見つかります。難波や心斎橋のルームはカフェのようでリラックスして献血できます。また、西梅田のヒルトンプラザのように眺望の良いところもあります。献血は「手軽なボランティア」だと思います。ぜひ、みなさん気軽に献血ルームにお寄りいただきたいと思います。



◆ 中国における“8つの不満”

中国本土の実態はどうなっているのかといいますと、中国の非常に優れた情報戦略、優れた軍艦づくりによる海軍の強化、空軍においては近頃パネッタというアメリカの国防長官がびっくりするようなお披露目を受けた飛行機がありました。「殲20」です。これは殲滅の殲ですから、皆殺しという意味です。この戦闘機はレーダーを回避するという、ステルス性を持つアメリカのF35に匹敵するだけの機能を持った飛行機です。これを実戦配備していると中国は言うておりますけれども、そういう中国の右手は、必要以上に大きくなりました。しかし、もう一方の左手である国民の支持ですが、中国の国民はいったいどういう風に中国の軍事筋の動きを評価しているかという風にみていきますと、両者の間にはものすごい乖離現象があります。

北京政府は、国民の間に様々な不満が蓄積されていることについてものすごく気を使っているのですが、それを一切表には出さないように強がり満ちた外交方針を貫いています。しかし、現在の中国では、左表



にまとめた「8つの不満マグマ」が蓄積されています。折に触れてチェックしてみてください。そうすると中国の明日の一般方向が見えてくると思います。

◆ TPP包囲網

TPPというアメリカ打ち出しのネットワークがあります。これは中国を一つの経済的な封じ込め対象にして、アメリカ主導で動くのだとみんな思っています。しかし、このTPPを最初に呼びかけた国は、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリという4つの国です。「T」は、Tranceで、バラバラになっているものが手をつなぎましょうということです。

21世紀はまさにトランスの時代に入ったのです。そして、手をつなぎ合うことと同時に、太平洋「P」Pacificを取り囲む国々がそれぞれの長ずるところ、そして短なるところをお互いに組み合わせながらやっていけばうまくいくのではないかと思います。

原則として、関税を撤廃するという前提の下に、話し合いをスタートさせることとされていますが、依然として日本は交渉参加に二の足を踏んでいます。しかし、NAFTA加盟国であるカナダとメキシコが参加表明をするに及んで、日本に対する不信感も募る中、日本がこのまま交渉参加の表明をしない場合には、国際的に孤立しかねない状況に追い込まれています。

TPPがなぜそんなに大切な問題かという、ドルの威力が後退している昨今、大陸系の国々が提携しながらドルに代わって本格的な国際上のリーダーシップを手に入れようとする動きがあり、これを許すわけにはいかないという切迫感がアングロサクソンにあるからです。また、アングロサクソンが考えている動きの中で極立つのは、植民地を世界各地に持っていた旧宗主国の思惑です。かつて終戦直後の為替水準では1単位あたり千数百円を上回る力を持っていたポンドはこの六十数年間において、威勢を落としてしまったということを出ししながら、夢をもう一度ということ、イギリスが宗主国であったアジアの国々をフォローアップしてくれということです。目指した大いなる野望の布石なのです。「TTP」には、SE (Strategic Economic) が抜けています。「TPSEP」であるということ、日本のメディアの下で日常生活を送っている私たちはほとんど気が付いていません。戦略的に経済活動をパートナーシップでくくろうではないかという呼び掛けがTPPの本音なのです。(完)



◆◆◆◆◆ ご参加頂いた皆様のご感想 ◆◆◆◆◆

- ◆ 中国の権力闘争に関心を持った。日本の外交が重要と感じた。
- ◆ 前編での中国の数々のことわざと経営のあり方、後編での中国問題と日本！ 世界と個人の密接な関係、表面に出ない動きを正確に読みとる必要性を実感。
- ◆ 中国のことわざについて勉強になりました。経営者としての視点で観る歴史の勉強になりました。

※ アンケート詳細は 林事務所HP をご覧ください。

⇒ <http://www.share.gr.jp/>

# 税制改正

平成25年度税制改正法案が成立しました。所得税、相続税及び贈与税は最高税率が引き上げられました。

一方、所得税は消費税増税の影響をやわらげるため住宅の取得等について特例措置が、法人税は設備投資の促進や雇用・所得の拡大を喚起するため減税措置が盛り込まれています。贈与税は高齢者の保有資産の有効活用を図るための措置が講じられています。以下、主な改正の内容を記載します。(税理士 古田茂己・税理士 清水龍二)



## ◆ ◆ ◆ ◆ 所得税 ◆ ◆ ◆ ◆

### □ 所得税の最高税率の引上げ

平成27年から、課税所得4,000万円超に対する税率が、現行の40%から45%へと引き上げられます。

### □ 住宅ローン減税の延長と拡充

住宅ローンを利用して住宅を購入又は増改築等した場合、居住後一定期間、年末の住宅ローン残高に応じた一定金額を所得税から控除します(住宅ローン減税)。一般住宅で年間最大20万円(10年で最大200万円)の控除が受けられます。今回、この制度が延長されるとともに、平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられた後の平成29年12月31日までに居住する場合には、控除限度額が一般住宅で年間40万円(10年で最大400万円)に引き上げられました。

また、所得税の納税額が少なく、住宅ローン減税の恩恵が十分受けられない場合は、住民税からも控除できます。改正前では年最高97,500円控除でしたが、消費税の引き上げに伴って控除額が年最高136,500円に引き上げられます。(所得税控除額 新旧対照表)

居住年月		借入金残高適用上限	控除率	各年控除限度額	10年間の最大控除額
従来	平成26年3月まで	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
改正後	平成26年4月から	4,000万円 (注)	1.0%	40万円	400万円

(注)住宅取得の際の消費税等の税率が5%である場合は、従来どおりの控除額になります(住民税控除額についても同じ)。

### □ 再生計画中のみなし譲渡益課税の不適用

従来は、経営者等が自社の再建のために私財提供を行っても、その資産の譲渡価額が取得価額を上回ると、その差額については譲渡益として所得税が課税されていました。改正後は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、自社の保証人となっている中小企業の経営者等が、「合理的な再生計画」に基づき、自社に対して私財を無償等により提供した場合、一定の要件を満たしているときは、その提供資産に対する譲渡所得が非課税となりました。

## ◆ ◆ ◆ ◆ 法人税 ◆ ◆ ◆ ◆

### □ 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人(期末資本金1億円以下の法人)が平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度に支出した交際費は、年間800万円までは全額が損金に算入されることとなりました。

### □ 従業員の所得拡大促進税制の創設(大法人も対象)

青色申告法人が平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に、以下の3つの要件を満たして雇用者に対する支給給与等を増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を認める制度が創設されました。控除限度額は法人税額の10%(中小企業者等は20%)です。なお、次の雇用促進税制との選択適用になります。所得税についても同じ扱いです。

要件①	雇用者給与等支給額が基準年度(注1)より5%以上増加していること
要件②	雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと
要件③	平均給与等支給額(注2)が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(注1)基準年度とは平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

(注2)従業員一人当たりの平均給与等支給額と考えられますが未定です。

### □ 雇用促進税制の拡充(大法人も対象・第45号10頁参照)

青色申告法人の当期末雇用者数が前期末雇用者数に比して5人以上(中小企業者等は2人以上)及び10%以上増加している場合の税額控除は、従来、増加雇用者一人当たり20万円でしたが、改正後、一人当たり40万円に引き上げられました。所得税についても同じ扱いです。

### □ 国内設備投資促進税制の創設(大法人も対象)

青色申告法人が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において取得等をした生産等設備(注)を事業の用に供した場合で、以下の①及び②の要件を満たすときは、30%の特別償却又は3%の税額控除を認める制度が創設されました(控除限度額は法人税額の20%)。

要件①	その法人の国内における生産設備への年間総投資額が、その法人の当期の償却費として損金経理をした金額を超えていること
要件②	その法人の国内における生産設備への年間総投資額が、前事業年度生産設備への投資額と比較して10%超増加していること

(注)生産等設備とは、法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産(無形固定資産及び生物を除く)で構成されているものをいいます。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。

商業・サービス業等中小企業活性化税制の創設

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、経営改善に関する指導及び助言(注1)を受けて行う店舗の改修等により、器具備品(取得価額が30万円以上のもの)や建物附属設備(取得価額が60万円以上のもの)を取得して指定事業(注2)の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却を適用することができます。なお、資本金3,000万円以下の法人については、取得価額7%の税額控除との選択適用ができます。ただし、税額控除を選択した場合の控除税額は、法人税額の20%を限度とし、控除できなかった部分は翌年1年間の繰越しができます。所得税についても同じ扱いです。

(注1)経営改善に関する指導及び助言とは、商工会議所、認定経営革新等支援機関等(公認会計士・税理士等で認定を受けているものを含む)による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。

(注2)指定事業とは、卸売業・小売業・サービス業及び農林水産業

環境関連投資促進税制の拡充(大法人も対象)

青色申告法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、1年以内に事業の用に供した場合には、その設備等の取得価額の30%の特別償却が行えます。なお、中小企業者にあつては、7%の税額控除との選択適用になります(控除限度額は法人税額の20%)。今回、特別償却対象資産に中小水力発電設備、定置用蓄電設備、LED照明設備、高効率空調等が追加されました(適用期限は平成28年3月31日まで)。

また、平成27年3月31日までに、太陽光発電設備、風力発電設備及び省ネエ設備であるコージェネレーション設備(今回追加されました)の取得等をして1年以内に事業の用に供した場合には、取得価額まで即時償却できます。所得税についても同じ扱いです。

相続税

基礎控除の引下げ

平成27年1月1日以後の相続にかかる相続税の基礎控除が以下のように引下げられました。

現行	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数
改正	3,000万円+600万円×法定相続人の数

例えば、妻と子供2人が遺産を相続する場合、改正前は8,000万円まで相続税はかかりませんでしたが、改正後は4,800万円になります。

相続税の税率構造の見直し

相続税の最高税率が引き上げられるとともに税率構造が、以下のように6段階から8段階となりました。

法定相続分に応ずる所得金額	改正前	改正後 (平成27年1月1日以後)	
1,000万円以下	10%	同左	
3,000万円以下	15%	〃	
5,000万円以下	20%	〃	
1億円以下	30%	〃	
3億円以下	40%	2億円以下	40%
		3億円以下	45%
3億円超	50%	6億円以下	50%
		6億円超	55%

小規模宅地等の課税価格計算の特例の見直し

1. 居住用宅地の適用対象面積の見直し

平成27年1月1日以後、特定居住用宅地等に係る特例の適用面積が330㎡までの部分に拡充されました。また特定居住用宅地と特定事業用宅地が併存する場合、両宅地合計で最高730㎡まで特例が適用されます。

宅地区分	減額割合	現行上限面積	改正後
特定居住用宅地	80%	240㎡	330㎡
特定事業用宅地	80%	400㎡	そのまま
不動産貸付用宅地	50%	200㎡	そのまま

2. 居住用宅地の適用要件の緩和(平成26年1月1日以後)

二世帯住宅で各々の世帯が独立部分に居住していた場合でも、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分が特例の対象となりました。

また、老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供さなくなった家屋の敷地等は、i 被相続人に介護が必要なために入所したこと、ii その家屋が貸付け等の用途に供されていないこと、の2つの要件を満たす場合に限り、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとなりました。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 贈 与 税 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

□ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置  
平成25年4月1日から平成27年12月31日までに、祖父母（直系尊属）が30歳未満の子・孫（受贈者）の教育資金に充てるために金融機関に信託等した場合には、受贈者一人当たり1,500万円（学校以外は500万円）までの金額には贈与税を課さないことになりました。ただし、受贈者は払出しの資金について教育資金の支払いに充当したことを証する書類を、金融機関に提出する必要があります。

なお、受贈者が30歳に達した時点で金融機関に信託等した資金に残額がある場合は、その残額に贈与税が課税されます。

□ 贈与税の税率構造の見直し

平成27年1月1日以後、贈与税の税率について以下の2種類の税率が設けられました。①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合と ②①以外の場合です。20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率は緩和されました。

① 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率		② ①以外の場合の税率	
基礎控除・配偶者控除後の課税価格	税率	基礎控除・配偶者控除後の課税価格	税率
200万円以下	10%	200万円以下	10%
		300万円以下	15%
400万円以下	15%	400万円以下	20%
600万円以下	20%	600万円以下	30%
1,000万円以下	30%	1,000万円以下	40%
1,500万円以下	40%	1,500万円以下	45%
3,000万円以下	45%	3,000万円以下	50%
4,500万円以下	50%	3,000万円超	55%
4,500万円超	55%		

□ 相続時精算課税制度の緩和による適用拡大

平成27年1月1日以後、相続時精算課税制度は、受贈者に20歳以上の孫が追加され、贈与者の年齢要件が60歳以上になりました。

	改正前	改正後
受贈者	20歳以上の子である推定相続人	20歳以上の子である推定相続人又は20歳以上の孫
贈与者	65歳以上の親（父又は母）	60歳以上の2親等以内直系尊属（父母又は祖父母）

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ その他の改正 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

□ 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率廃止  
現在適用されている上場株式等の配当所得及び上場株式等の譲渡所得等に対する10%の軽減税率（所得税7%、住民税3%）は、平成25年12月31日をもって終了し、平成26年1月1日以後は、20%の本則課税（所得税15%、住民税5%）で課税されます。

□ 印紙税について税率の特例措置の延長・拡充等

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が5年延長され、平成30年3月31日までとなりました。また、平成26年4月1日以後に作成される金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税が課されないことになりました。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 消 費 税 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

□ 消費税率の引き上げに伴う経過措置

平成26年4月1日（以下「施行日」）に消費税率が現行の5%から8%へ引き上げられます。原則として、契約日が施行日前であっても、課税資産の譲渡等が施行日後の場合には、改正後の税率が適用されることになります。ただし、請負工事契約や資産の貸付に関する契約（リース契約等）に関しては、以下のような経過措置が講じられています。

① 請負工事等に関する経過措置

平成25年10月1日（以下「指定日」）の前日までに締結した工事の請負に係る契約に基づき、施行日以後にその契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、改正前の5%の消費税率が適用されます。ただし、指定日以後に対価が増額された場合、増加部分は8%の税率が適用されます。

② 資産の貸付けに関する経過措置

指定日の前日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合、貸付期間とその期間中の対価の額が定められており、以下のイ又はロの要件に該当するときは、5%の消費税率が適用されます。

イ 事情の変更等で対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

ロ 契約期間中にいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと、その他対価に関する契約の内容が法令で定める要件に該当していること

# 新しい会計基準について

「時価会計」や「IFRS」などの言葉を耳にしますが、正確なところは今ひとつよく分かりません。最近、会計基準が大きく変わっており、私たちも税務だけを勉強してはなかなか追いつけないのが実情です。そこで、林事務所若手会計士の藤原が勉強した結果を、数回のシリーズに分けてお伝えすることとしました。 (編集部)

\*\*\*\*\*

新しい会計基準 **I** 会計基準改定の動向と時価会計  
公認会計士 藤原 良樹

このようにいずれにも長所、短所があります。



## 日本の会計基準と会計ビッグバン

貸借対照表や損益計算書などの決算書(財務諸表)作成のルールが、会計基準です。日本では、企業会計原則を基本としつつ、企業会計原則でカバーしきれない様々な論点ごとに会計基準が制定されています。

旧基準は、企業の経営成績を測定することや、商法(現会社法)の配当可能利益の計算なども目的としていたために取得原価主義を採用していたのです。他方、時価主義は、その時点の企業の資産・負債を時価に置き直して「企業の値段」を情報として提供するものと言え、米英の会計基準は、投資家の経済的持分や企業買収に役立つ情報の提供を主な目的とするために、時価主義の考え方を取り入れています。

日本の会計基準は、日本の商法や税法の影響を大きく受けたものでした。しかし、第2次橋本内閣のもとで実施された「金融ビッグバン」の一環で1997年以降、この会計基準が大きく変革されることになりました。この変革を「会計ビッグバン」と言っています。

このように、同じ財務諸表であっても、取得原価主義と時価主義では伝えられる情報の内容・質が異なることとなります。

「金融ビッグバン」は、日本の株式市場の国際化を目的の一つとしていました。しかし海外投資家に対する情報提供としては、従来の会計基準では十分ではありませんでしたので、「会計ビッグバン」では日本の会計基準を米国や英国の会計基準に近づけること(コンバージェンス = 収斂)が目的とされました。

## 時価主義導入の背景

時価主義の導入には米国や英国が積極的ですが、2国とも「ものづくり」が衰退し、「金融」が発達している国です。つまり、新基準は「金融」の国による自国基準の国際化(グローバル化)という動きに沿ったものといえます。なお、新基準では時価主義の適用は金融資産等の一部の資産に限られていますが、最近IFRS(国際財務報告基準)の導入が議論されており、さらに時価主義の適用範囲が広がっていくという動向にあります。

(以下では従来の会計基準を「旧基準」、変更された後の新しい会計基準を「新基準」と記載します。)

## 取得原価主義と時価主義

旧基準は、資産・負債を取得時の価額で評価するという考え方 = 取得原価主義によっていました。しかし、新基準は、資産・負債を期末時の時価(公正価値)で評価するという考え方 = 時価主義を取り入れている点に特徴があります。

日本は製造業をはじめとする「ものづくり」の国であり、旧基準では1年間の事業活動の成果を示す損益計算書が重視されてきました。しかし、時価主義を採用する新基準では企業の「値段」を示す貸借対照表が重視され、損益計算書はその「つなぎ」としての役割を与えられ、事業活動の成果が以前よりも分かりにくくなります。つまり、時価主義は「ものづくり」の企業については必ずしも有用な情報をもたらすものではないと考えられます。

取得原価主義では、第3者との取引によって成立した金額を基に資産・負債を評価するので、客観性、検証可能性が高く、取引の裏付けがない未実現利益(評価益を含む)の計上が排除されますが、取引に至っていない未実現損失も繰り延べられることとなります。

次号以降では、金融商品会計・減損会計・税効果会計などの、主要な論点ごとに新基準の内容を紹介していきます。

一方、時価主義では企業の時価を反映して資産・負債を評価するので、時点ごとの企業の価値(時価)が分かりますが、客観的な時価が測定できない資産・負債(非上場会社の株式等)は経営者の判断や見積りで計上されるので恣意性が介入しやすいこととなります。

# Key for Success

## 第20回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回の発表は第25期修了生の 泉谷 功 さんです。経営基礎講座で気付かれたことを実践し、短期間のうちに顧問先を獲得されていることに驚きましたが、真面目な印象の泉谷さんの、大胆な一面と細やかな気配り・工夫に“さもありません”と思いました。以下その一部をお伝えします。(益田 みどり)

### ☆☆ 一念発起、ロンドンへ ☆☆

泉谷さんは、大学卒業後、特にやりたいこともなく、アルバイトをしまくり、気づいたら3年間のフリーター生活を送られたそうです。

その生活にピリオドを打つことになったのは高校の同窓会でした。当時25、6歳の同級生は仕事をし、家庭を持ち、子供までいる。自分とのあまりの違いに「これはまずい」と改心し、3年間のブランクを取り戻すため、自分を見直そう！と片道切符を手にロンドンへ。

旅行代理店でアルバイトをしながら1年間滞在したロンドンでは、紳士の国だと思っていたイギリスのイメージが崩れていく経験、人種差別が多くそれを目の当たりにした衝撃、すごい国だな～と思ったそうです。

ロンドンでの経験から福祉に興味を持つようになり、帰国してから社会福祉協議会で福祉活動専門員、大阪市の嘱託職員を経て、社会福祉法人に事務員として入職し11年間、運営、経理、庶務全ての業務を任せられ、現在は事務長をされています。

### ☆☆ 社会保険労務士への道 ☆☆

社会福祉法人で、業務を遂行する中で不思議に思われたこと、それは少しの歩み寄りや考え方を考えることで解決できる問題が、中々そのようにできないことでした。解決の手立てを考え、提案する、そういう手助けがしたいと思うようになり、初めて天職と思える「社会保険労務士」の職業に出会われました。

当時は子供一人、奥様は妊娠中。奥様に資格取得を打ち明けると「1年間だけなら100%全面的に協力します」と了解を得られて、必死で勉強。見事合格され、翌年には「特定社会保険労務士」も取得されました。

### ☆☆ 経営基礎講座受講 ☆☆

社会保険労務士の業務を始めた頃に受講した経営基礎講座は大きな分岐点になったそうです。まず社会保険労務士の業務に付加価値をつける、自分にしかない強みは何かを考えられました。

〈強みと付加価値〉

- ・社会福祉法人の勤務経験
- ・介護保険制度、障害福祉サービスに精通
- ・人事労務管理と介護保険事業所経営管理との両方のコンサル業務ができる

### ☆☆ パンフレットを一新☆☆

また、林 光行の「何業ですか？」の問いからパンフレットの冒頭に「労務に関する問題解決業、労務に関する未然防止業、これを達成することによって経営者様、従業員の皆様が心からともに幸せを感じ、ともに発展できるようにサポートすることが私の目標であり、私の社会保険労務士の仕事です」と記載。付加価値や効果を詳細かつ簡潔にされました。すると今まで無かった問合せが入るようになったそうです。

### ☆☆ 顧問先開拓☆☆

介護などの福祉関係の事業所にDMを送付。発送物は、①案内文 ②パンフレット ③労務リスクの自己診断表 ④写真入り名刺 の4点。さっと目を通して頂ける内容にし、DM発送1ヶ月後に研修会開催案内を送付。これまでに2回の研修会を開催され、41法人58人の参加を得、17法人と顧問契約ができたそうです。

「フリーター」には驚きましたが、その経験があったからこそ天職に出会うことができたのだと思います。無駄な経験はないのですね。色んな事をバネにこれからも益々飛躍し活躍して頂きたいと心から思いました。

【第28期 よくわかる！経営基礎講座】 於：A<sup>1</sup>ワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>  
 ☆日時： 「事業構想編」平成25年6月12日～7月10日 18:30～21:00 毎水曜日全5回 (受講料25,250円)  
 「事業計画編」平成25年7月24日～8月21日 18:30～21:00 毎水曜日全4回 (受講料20,650円)

# 採用(入口)と退職(出口)における人事労務管理



例年、3月と4月は職員の採用や退職で、事務関係の実務が繁忙期を迎える会社が多いと思います。しかし、この時期は人事労務管理において最も重要な時期であり、採用時や退職時の手続き等を疎かにすると労務リスクが格段に上がります。

そこで、労務リスクを軽減するための手続きや注意点をご紹介いたします。(社会保険労務士 泉谷 功)

## ■ 採用にかかる労務リスク

採用に関して、今後発生すると考えられる労務リスクには以下のようなものがあります。

1. 労働条件による紛争
2. 試用期間中の解雇や雇止めによる紛争
3. 就業規則の未周知による義務の未適用
4. 使用者の安全配慮義務違反
5. 職員の行動や瑕疵による会社への悪影響

## ■ 採用時の手続きのポイント

1. 雇用契約書の締結と有期雇用契約の更新

雇用契約を書面で行うことは必須です。労働条件を明確にし、その合意を得ることによって労働条件などに関する紛争のリスクは軽減します。曖昧な雇用契約や口約束は、トラブルの原因となります。また、有期雇用契約は、必ず更新してください。更新しないと期間の定めのない契約に転化する可能性があります。

2. 就業規則の周知

就業規則は周知しなければ効力は発生しません。また、就業規則の効力は、雇用契約よりも上で、拘束力があります。試用期間中の解雇事由や、服務規律、懲戒処分等については、周知した時に初めて義務化され、効力が発生します。会社を守る側面もある就業規則の周知は実施して下さい。

3. 誓約書や身元保証書の受理

採用時に、誓約書と身元保証書を受理することは、後々のトラブル回避にとっても有効性を発揮します。

誓約書には 》》》

①就業規則等の遵守 ②職務遂行義務 ③履歴書の記載内容に相違のない確認及び相違があった場合の解雇の同意 ④信用失墜行為の禁止 ⑤個人情報や機密事項の漏洩禁止 ⑥退職の際に適正な引継ぎを行う義務 ⑦競業避止義務及び他の職員や会社と契約している企業に対し、契約の打ち切りや他社への契約あつせんの行為の禁止等です。

身元保証書は、職員が会社に損害を与えた場合で、その職員に支払い能力がなかった時、身元保証人に対し、損害賠償請求ができる書類となります。身元保証書の有効期限は、明記しなければ3年とされ、有効期限を設ける場合でも上限は5年となります。

4. 採用時の研修及びマニュアルの整備

採用時の研修を実施しなければ、事故が起こった場合、安全配慮義務違反や使用者責任が問われます。また、マニュアルの整備は、それを周知することにより、使用者責任が軽減される場合があります。

## ◎ 退職後の労務リスク

退職後の労務リスクも考える必要があります。

1. 退職後の未払い賃金や解雇・退職無効の請求
2. 契約のあつせん行為による会社の損害
3. 競業による営業妨害
4. 個人情報や機密事項の漏洩

## ◎ 退職時の手続きのポイント

1. 退職届の受理

自己都合はもちろん、期間満了による退職で本人が更新を希望しなかった場合でも必ず退職届は必須です。円満退職と思っていても「解雇された」「雇止めをされた」と後に申し出てくるケースがあります。

2. 退職時の誓約書の受理

退職時の誓約書は、退職後のトラブル防止に有効性を発揮します。記載内容は、採用時の誓約書(左記)の⑤、⑦に加えて、1. 債権債務のないことの確認 2. 貸与物の返却義務 3. USBなどで会社のデータ等を保有していないこと 4. 誓約書に違反した場合は損害を賠償すること等です。



記事に関することや人事労務管理に関するご質問・お問い合わせは

》》》 泉谷社会保険労務士事務所まで

Tel:072-288-7770 携帯:090-3654-9749  
izumitani-sharousi@oregano.ocn.ne.jp

# 社会福祉法人 経営セミナー

社会福祉法人の世界が大きく変わります。とりわけ大きく変わるのが保育所経営です。

そこで林事務所では、3月に表題のセミナーを弊事務所と本井公認会計士事務所で開催いたしました。保育所については桑戸真二先生に講師をお願いし、会計基準の改正とその影響については弊事務所 所長 林が講師を務めました。以下、特に私たちの印象に残った部分を紹介させていただきます。（河野けい子・杉浦勇人）

\*\*\*\*\*

**新しい保育制度とこれからの保育所経営**  
講師 桑戸 真二 先生

## 子ども・子育て支援の充実に7千億円を投入！



少子化の時代ですが、単純に、保育所が減少すると考えるのは大きな誤りのようです。むしろ、安心して子どもを生み・育てることができる環境を整えることや、労働力確保の観点からも女性が子どもを産んだ後でも働き続けられるようにするためには、保育所はまだ必要ようです。

このような背景を踏まえて、民主党・自民党・公明党の3党合意のもと、平成24年8月いわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。今後、子供・子育て支援の質と量を改善・拡充するための財源として約7千億円の予算措置が行われます。量の拡充としては、約4千億円で、平成29年度末までに保育所等の定員を40万人分増加させるとのことです。急に40万人と言われてもピンときませんが、100人定員の保育所が4千カ所と考えると何となく分かった気分になります。

## 保育業界はバブルに突入する！？

安倍政権になってからも上記の路線は引き継がれ、平成25年度の1年間に7万人分の保育所定員を拡大することが決まったそうです。併せて、保育士確保のための財源として、安心子ども基金の積み増しと実施期限の延長により、平成25年度において438億円の予算措置が行われることになったそうです。

## 保育所の大競争が始まる？

ここまでの話でしたら、保育所関係者にとっては喜ばしい話のようですが、実際のところ、保育所はこれから生き残りを賭けた競争に突入しそうです。

### ① 幼稚園などとの競争

待機児童のほとんどは3歳未満児だそうです。多くの保育所で0～2歳児の定員が少なく3歳児から上の定員が多いので、3歳未満児の待機児童が多くなっています。先の3党合意でも、40万人のうち36万人分

は3歳未満児の定員増です。そのために幼稚園による0～2歳児保育への参入促進なども図られるようです。もし近隣の幼稚園が定員20人の1歳児保育に進出すると、4年後には1～5歳児で100人定員の保育所ができることとなります。このうちの何割かは、従来ならば3歳になると保育所に入ったはずのお子さんです。

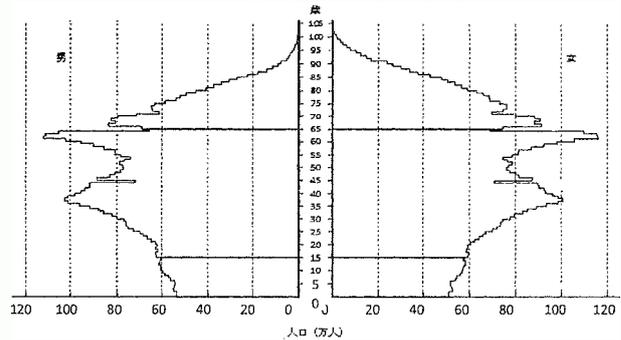
### ② 株式会社との競争

もっと手強い競争相手は株式会社です。驚いたことに、日本全国で、保育サービス売上上位は株式会社なのです。平成16年に保育業界に参入して、今や売上高100億円になる企業も出てきています。求人獲得にも膨大な費用を費やしているようで、新規施設開園を加速しそうです。待機児童が減ってくると、保育所間での園児争奪合戦が始まりそうです。

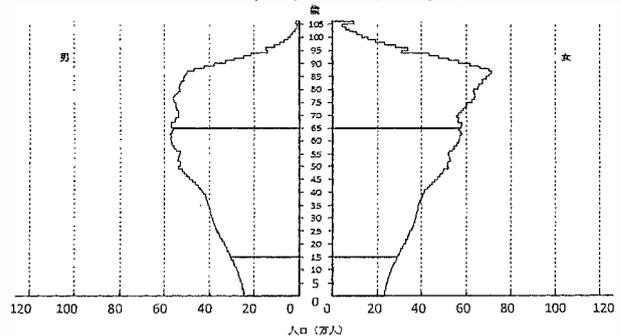
### ③ 少子化の進行

先の説明を前提にすると、平成29年度末には保育の需給がバランスしますが、その一方で、次の人口ピラミッドの図にみるように、少子化は急速に進行します。

2010年の人口ピラミッド



2050年の人口ピラミッド



#### ④ 保育業界のルールが変わった？

保育業界のルールが変わります。政府は児童を守りますが、保育所を守る訳ではありません。保育「事業者」同士の競争で、事業から撤退するところがドンドン出てくる。そんな時代が迫っているようです。「どうか現実を直視してください。」という願いの込められた桑戸先生のお話には、胸が騒いだ方々が多くいらしたと思います。



### 新しい社会福祉法人会計基準の意味と 今後の社会福祉法人の経営

講師 弊事務所 所長 林 光行

#### ▼ 社会福祉法人会計基準の主な改正内容

「みなさん。リンゴ1個と飴玉2個を足したら、どうなりますか？」冒頭の林の問いかけです。答えは「リンゴ飴」です。参加者の皆様は、呆気にとられています。新しい社会福祉法人会計基準（以下：新基準）の説明の筈なのですが、一体それとどう繋がるのでしょうか？ 続けて林は「では、100円のリンゴ1個と10円の飴玉2個を足すと幾らになりますか」と問いかけます。これには120円と答えることができます。この意味は、異質なものであっても尺度を統一すれば足し算ができるということです。たしかに、会計では様々な資産や負債を金額評価することによって、法人の財政状態・経営成績を把握することを可能にしています。「新基準の改正の主眼は、まず会計基準の適用範囲の一元化です。従前は、例えば社会福祉法人が、社会福祉事業と病院事業とを行っていた場合、それぞれに異なる会計基準が適用されていました。そのため社会福祉事業の決算書と病院事業の決算書を足すことはできませんでした。リンゴと飴玉が足せないのと同じことです。新基準は適用範囲が一元化されたことにより、社会福祉事業はもとより病院事業の他、社会福祉法人が行う全ての事業に適用されることになりました。一つの会計基準で決算書が作成されるので、社会福祉法人全体の決算書が作成できるようになります」先ほどの話は、ココに繋がってきたのでした。「もう一点は、企業会計の導入です。代表例は1年基準（ワン・イヤー・ルール）です。例えば、長期借入金の中でも、翌期中に返す必要のある部分は固定負債ではなく流動負債に区分することになります」

「今回の改正の大きな意味は、社会福祉法人の会計の基準が企業会計と同じベースで1本化されたという点にあります。社会福祉法人と一般企業とで、会計上のイコール・フットィング（＝競争を行う際の諸条件を平等にすること）が完了したということです。今後は、一般企業と同様の財務分析が可能になり、一般企業と健全性・効率性などが比較されることになります」

#### ▼ 今後の社会福祉法人の経営

株式会社と社会福祉法人とが、同じ尺度で効率性等を比較される結果、両者の競争は加速しそうです。市場競争の中で、行政の顔を見ているだけでは生き残れない社会福祉法人も出てきそうです。

「これからの社会福祉法人は、戦略を持って経営改善を図ることが必要だと思われます。保育の世界で起きていることは、やがて介護の世界でも起きてくると思われれます。すでに介護事業にも、障害者の作業所にも多くの株式会社が進出しています。そのような状況の中で、皆様が、保育事業者として、あるいは介護事業者として生きていかれるのも一つの選択肢です。しかし、地域の福祉を支える核となるのは社会福祉法人しかありません。どうか社会福祉法人の原点を見据え、地域の福祉を守るために頑張ってください」

最後に皆さんへの熱い思いと感謝の意を林が伝え、大盛況の中、講演は終了となりました。



#### 桑戸先生プロフィール

保育所をはじめとする社会福祉施設の経営に精通し、保育所開設・運営に対するコンサルティングを多数手掛けるほか、各自治体の保育所誘致の際の事業者選定委員などを歴任。

現職：特定非営利活動法人福祉総合評価機構／理事  
総合福祉研究会／専務理事  
株式会社フレーベル館／顧問

#### ※ 総合福祉研究会

社会福祉法人の会計を中心とした経営サポートを行うことのできる会計士・税理士の全国ネットワーク。全国で約160事務所が会員として活動中。本部東京。会長は、太田孝昭税理士。林が現在、副会長を務めています。



**寄稿**

**金融円滑化法の終了を迎えて**

弁護士 四宮 章夫 様

**\* 当局による経営支援パッケージ \***

2013年3月末日、時限立法であった金融円滑化法が終了した。中小企業や住宅ローンの借り手が金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、できる限り貸出条件の変更等を行うよう努めることとするものであった。この終了を見越していた民主党政権は、2012年4月20日、内閣府、金融庁、中小企業庁が共同で、中小企業の経営支援のパッケージを発表したが、昨年末に成立した自民政権も、これを踏襲している。

パッケージは、① 金融機関によるコンサルティング機能の充実、② 企業再生支援機構と中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化、③ その他経営改善、事業再生支援の環境整備からなるが、中小企業の事業の再生に役立つような具体策は全く見られない。

**\* パッケージの①について \***

今は遠い昔の話とはなったが、バブル時代に、我国の金融機関は、「これからの銀行マンはゼネラリストたれ、スペシャリストは不要である」という掛け声の下に、不動産担保ローンを増加させることに狂奔し、その過程で、起業支援や、中小企業の経営を支援する能力を喪失した。彼らが何を指導するのか。



**\* パッケージの②について \***

企業再生支援機構は、銀行の不良債権問題の処理に当たった産業再生機構の任務がほぼ終了したという時代背景の下で、第3セクターの抱える不良債権問題の解決を喫緊の課題として国会に提出された法案が、与野党の駆引きの中で、第3セクターを対象外として成立したものである。結果として、任務を終えた産業再生機構が復活ただけの話で、中小企業の事業の再生には、重装備のために役立たない。

中小企業再生支援協議会のホームページ上には、高い利用率と2次対応に至った数とが掲げられている。しかし、実は、平成24年度には対象企業の資産や財務のデューデリ費用の公的負担が廃止されたこと、協議会は地域金融機関の意向に逆らいにくいという構造上の問題から、再建計画はリスクが中心で、通常は債

務の減免が得られないこと、一方、政府から中小企業再生支援協議会に対して、第2次対応に関する数値目標が示されたことなどから、平成24年度の取扱例の中には、再建の手続を2年間程先延ばしするだけの計画に終わるものが多く含まれていると言われている。

したがって、企業再生支援機構と中小企業再生支援協議会とに連携せよと言っても、何を意味しているのか、私には理解できない。

**\* パッケージの③について \***

また、2012年8月に施行された通称「中小企業経営力強化支援法」により、現在、「経営革新等支援機関」の認定制度が創設され、同年末現在で3813機関が認定され、その中に弁護士または弁護士法人が289機関認定されているとされ、現在弁護士会でも船に乗り遅れないよう、猫も杓子も申請しようとしている。彼らが、何の役に立つのであろうか。

中小企業庁は、昭和38年7月に中小企業支援法を制定し、中小企業診断士に国家資格もしくは国家認定資格を付与し、中小企業の経営診断の業務に従事させてきた。その資格を自ら否定するのであろうか。あるいは、2006年4月には一般社団法人日本事業再生士協会が設立され、高度な技能かつ豊富な経験を有する事業再生実務家、専門科を育成し、認定することを心掛けてきた。私には、政府がアリバイ工作のために、屋上屋を重ねているだけに思われる。

**\* 本当にすべきことは \***

金融円滑化法の終了は、経営モデルが陳腐化し、再建の余地のない中小企業には退場を促す一方、再生の余地のある中小企業には、合理的な債務の減免を含めた再生計画が認められるように、例えば次の①から③のような手当をする必要がある。

- ① 金融機関に清算価値を上回る弁済案が提示され、それが一定の適正条件を満たしている場合には、それを尊重するよう義務付けること。
- ② 民事再生法の運用等について、予納金の低額化や、柔軟な法律の適用等により、中小企業にも利用しやすくすること。
- ③ 「中小企業支援ネットワーク」にサービサー会社を含めることにより、サービサー会社の関与による実質的な債務減免実現の途をのこすこと。

本当になすべきことは全くなされていないのである。



寄稿

TPPの影響はいかに？

株式会社だいしん総合研究所 蔵松 慎一 様
約2年前、大阪信用金庫が取引先の中小企業を対象に実施したアンケート(約1,400社)では、TPPのことを「よく知っている」または「少し知っている」と答えた方は全体の46%と半数にも満たない結果でした。TPP参加により直接影響が出ると考えられる中小企業のオーナーですら、この程度の認知度でしたから、ほとんどの国民は中身を知らないままTPP参加の是非が議論されていたように思います。

しかし、昨年12月に自民党政権が誕生してからは話が急展開を見せ、今年3月15日には早くも安倍首相はTPP交渉に参加すると正式に表明しました。

TPPのわかりにくさ

TPPの正式名称は、Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、すなわち「環太平洋戦略的経済連携協定」です。

元々は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの比較的経済規模の小さい4カ国が交渉し、2006年5月に発効したFTA(自由貿易協定)が始まりですが、2008年、リーマンショックの進行しつつあったアメリカが突然TPPへ参加すると言い出し、日本でもTPPへの関心が高まりました。現在では日本を含め、11カ国がTPP交渉参加を表明しています。

連日、テレビや新聞等で目にする「TPP」ですが、その中身がなかなか理解できないのは、TPPもFTA(自由貿易協定:Free Trade Agreement)の一種だということに原因があるように思います。

たとえばEU(ヨーロッパ連合)のように加盟国の間では通貨(ユーロ)が統一され、すべて関税が撤廃されており、加盟国以外の国に対しては共通の関税を課すといった関税同盟であれば理解しやすいのですが、FTAの場合は「加盟国の間では原則関税を撤廃するが、それ以外の国に対しては、共通の関税を課すのではなく、あくまでも各国の自由とする」といった点で大きく違っており、中身を分かりづらくしています。

日本は遅れている？

「TPP参加」についての世論調査で、賛成する理由として最も多いのは「貿易自由化は世界の流れで、日本にとっても不可欠だから」という回答です。

この結果を見ると日本は他国に比べて、貿易の自由化が遅れていると思っている人が多いように思います。現に2011年の年頭所感で、菅首相がTPP交渉参加の理由として「平成の開国元年とする」と述べており、日本は世界に向けて開国がなされていないという印象を与えています。

しかし実際には、日本は既に13の国や地域とFTAの一種であるEPA(経済連携協定:日本が推進しているFTA)を締結しており、日本の平均関税率は、コメなどの農産物を除くとアメリカよりも低くなっています。単純平均で言えば日本は2.6%、アメリカは2.9%です。関税だけに限れば日本は十分貿易の自由化がなされていると言えます。

メリットはどのくらい？

TPP参加に反対する理由として最も多いのは「農業が大打撃を受ける」という回答です。仮に関税がすべて撤廃されれば、農林水産物の生産額約7兆円の内、3兆円が失われるとの政府の試算があります。

世論調査では、6割から7割がTPP参加に賛成であり、農業問題さえクリアできればメリットが非常に大きいような論調が大勢を占めているように見えます。

政府は、TPPに参加した場合のGDPの押し上げ効果を3.2兆円(0.66%)と試算していますが、これは関税が即時撤廃され、貿易自由化の利益が徐々に生まれると仮定した場合の10年後の試算額にすぎません。

TPPの動向を見守る必要が

たとえば、大手ゼネコンなどはTPPに参加すると海外進出がしやすくなり業績向上が期待できるという反面、アメリカなどTPP参加国の建設業が公共事業などにも入札参加することになり、これまでの実績重視や談合に近い情報交換といった日本の商習慣(必ずしも良い習慣とは言えないが)が通用しなくなる恐れがあります。そしてこういったことがさまざまな業界や分野で今後起こってくると考えられます。このようなことはあまりテレビや新聞では伝えられていません。

最後に、TPPは、まだ交渉参加を表明したにすぎませんが、今後協定締結に向け、進んでいくと予想されますので、私たちの生活には直接関係ないとは思わずに、日常生活や社会の仕組みに大きく影響が出てくることを念頭において、TPPの動向を見守っていく必要があると思います。



**寄稿**

**Chage Gear of our Life Now!**

～それでも原発再稼働!?～

岸本 智恵美 様



**\* 祝島に穏やかな日を \***

昨年、私のふるさと祝島で、4年に一度のお祭り『神舞』が開催されました。平安時代から続いている長い歴史のある『神舞』には、祝島の人の特別な思いがあります。大分県の伊美との2県に関わる友好と感謝のお祭りです。この時ばかりは、日頃「お年寄りと猫の島」と言われる祝島の人口も、5～10倍にふくれあがります。私も、ここぞとばかり休暇を取り、神舞のスタッフとして活躍すべく張り切って帰った1人です。福島第一原発の事故以後、とりあえず原発の新増設はないという一時的な安心感の中で、とても平和に穏やかに開催されました。私は、上関原発計画が宙に浮いた不完全な状況と思いつつも、30年間も反原発で闘ってきた島の人たちに、この平穏な日々が永久に続くことを心から祈っていました。5日間の神舞は晴天に恵まれ、多くの人々の心に大切な思い出を残し、盛大な出船パレードで幕を下ろしました。

**\* 上関原発建設問題再浮上!? \***

まさかの展開が祝島の人の心を痛めています。

(以下、原発を立てさせない祝島島民の会blogから抜粋)  
大変残念なお知らせをしなければならなくなりました。2月28日、山口県漁協祝島の総会の部会において、上関原発に伴う漁業補償金の受け取りの是非についての(無記名)投票の結果、正組合員53名中、受けとる意思があるという漁師は31名となり、補償金を受け取るという漁師が多数という結果になってしまいました。

これまで祝島では、祝島漁協時代に何度も上関原発計画に反対し、補償金受け取りの拒否を貫いてきました。山口県漁協に合併して祝島支店となった後、山口県漁協は、祝島支店の決議に反して補償金を受け取り、祝島の漁業者に補償金を受け取るよう何度も働きかけてきました。それでも受け取りを拒否し続けてきたのです。

今回、祝島の島民約450名のなかで31名が補償金を受け取る意思を示したことは残念ですが、これで祝島の大勢が原発容認に傾いたのでは決してありません。受け取りに反対した漁業者が今後も反対の姿勢を貫き、適正な手続きの中で物事が進められていくのであれば、「われらは

海を売っちゃらん!」「原発の金なんかいらん!」という祝島の漁業者の声はこれからも生きていきます。

多くの祝島島民、また祝島島民の会としては、30年にわたって上関原発計画に反対を貫いてきたその意思にいささかも揺らぎはないことを、今後の具体的な取り組みや行動を通して改めてお伝えしていきたいと思えます。

いずれにしても今回の事態は、安倍政権の原発に対する積極的な方針に誘発されたゆえの出来事ではないかと私は悲しく歯がゆい気持ちでいっぱいです。

**\* メディアリテラシーを! \***

東日本大震災から2年が過ぎた今、人はこんなにも早くあの悲惨な事実を忘れることができるのかと、悲しい気持ちになっています。あの地震によって受けた甚大な被害に、日本中が言葉を失い、津波の恐ろしさや原発による危険性を思い知らされたはずでした。しかしながら、今では被災地のニュースも激減し、現地の復興は進まず、被災地の時計は、未だに止まったままで、多くの人が厳しい現状に置き去りにされたままになっています。

一時は、国民の不安や意識の変化を受けて、当時の民主党政権は「原発の再稼働・新増設はない!」という方針を打ち出しました。しかし、安倍新政権になってからの拙速な方針転換。私には想定内でしたが、やはり驚き動揺し、半ばあきらめの気持ちに陥りました。

マスコミは、昨年の選挙においても自民優勢という流れを作り、世論を誘導したように私には感じられました。そして今は、経済優先の風潮を作り、アベノミクスという言葉を作り、株価上昇や円安で活気を取り戻したかのような錯覚をさせる報道をしています。

さらに、TPP参加が経済効果を生むという論調で、国民の半数以上がTPP参加を支持しているという世論調査の結果を発表しました。このような経済の活性化を歓迎する社会情勢を背景に、国民のなかに、原発の再稼働が必要であるという雰囲気が出てくるのも必然かもしれません。

しかし、本当に私たちに必要なことは、そうではないはずです。私たちは、無節操なメディアの偏った報道にまどわされず、真実を見極めようと努力する必要があります。ただ、「無責任で無関心な流れに負けず、事実を見極めよう」と思いつつ、何もできない弱い自分と闘っている今日この頃です。



## 寄稿

### 信じられないこといっぱいミャンマー ①

～外国人には不利なシステム(旅行者編)～

栗原 佳美 様

ミャンマーは最後の投資先として、急に脚光を浴び始めた。ここ2、3年前まで閑古鳥が泣いていたホテルも今は半年先の旅行シーズンまで予約で一杯。値段も2倍近く跳ね上がっているという。外国人向けアパートも売り手市場で大家から家賃の値上げを言い渡され、それが法外なために出ていく人も多いと聞く。まだまだこのような状況が続くと言われているが、ただただブームに乗って大きな投資をすると痛い目に合うと、私としては斜に構えてしまうのである。

#### ※ 健全な経営活動を阻害する外国人料金 ※

ミャンマーは一般的な物価は極めて低い国であるが、外国人にとってミャンマー国内旅行費は大変高額になる。それは外国人料金が設定されており、飛行機、電車、ホテル、タクシー、土産物屋にいたるまで、外国人は常にUSドルで割高の料金を請求されるからである。

外国との交易が極端に少ないミャンマーでは常に外貨が不足している。常に輸入超過なのである。数少ない外貨の獲得先である外国人から出来るだけ多く取ってやろうとなる。航空会社から庶民に至るまで言わばグルになって、国際的な市場原理を排除し、健全な競争原理を阻害する原因となっている。そんな不利な条件下でも、地方にはヨーロッパの富裕層が訪れる程、魅力的な観光資源があるにも関わらず、自らみすみすビジネスチャンスを失っている。軍事政権下、政治的特権を持った軍人やその取り巻きなどが既得権益を得て、それらが主たる経済活動になっている世界なので、そもそも健全であり得る筈がないかもしれない。

#### ※ 当たり前の考えが通用しないミャンマー ※

ここで、あなたもミャンマーに住み、現地の友人と一緒に旅行するとしましょう。相手だけが安い価格で飛行機に乗れたらどう感じますか？ 飛行機だけでなく、同じサービス、物に、相手より常に何倍もの金額を払わされたら… 最初は我慢しても、相手が当然のことだと開き直ったら、きっと腹が立つのでは？

ミャンマーの友人Tさんと旅行した時のこと、私が外国人価格について不満を言った時、言い返した友人Tさんの言葉に、驚きと腹立ちを感じたのだった。

「価格差はミャンマーのためにしかたのないことであって、そうでなければミャンマー経済が立ち行かなくなる」と、堂々と開き直ったのである。

Tさんは日本人相手の旅行業者で、国際的な感覚を身に付けている方の筈である。そのTさんが、外国人の不利益はそのまま自分の利益であり、それが生きる術だというのだ。「それって、私を食いものにしても何ともなく、それが当然で、自分の生業だと言うの？」

当たり前の考えが通用しないのがショックだった。日本では小学生でもわかることが、親切で、教育もある人なのに何故わからないのだろうと考え続けたものだ。これが軍事政権下での洗脳ってものなのか？

#### ※ ミャンマー流の身の守り方 ※

時間の経過と共に、冷静に考えられるようになった。つまり、正しい考えを持てば、考えを秘めていられなくなり、主張したくなる。ひと度主張しだすと、いくら気をつけていても反政治活動、民主化運動家とみなされるかもしれないので、元よりオープンな考えを持たないことが、ミャンマー流の身の守り方なのだ。

殆どのミャンマー人は外国に行けず、開けた考え方を持つことができない。古くからの習慣、考え方がこれからも続くという閉ざされた世界に自分自身を幽閉してしまっている。それは政治の抑圧と閉鎖性が生んだもので、心の中まで蝕まれる、根の深い問題だと思う。街の様子、車、ファッションは20年前から大きく変化した。だが人は急には変わらないものである。投資ブームに乗って最初は調子良く行ったとしても、少しでもミャンマー側と利益相反する状況が生じると途端に空中分解というのは、実際によくあることなのだ。

#### ※ 様々な葛藤もミャンマーの魅力の不思議 ※

しかし、そんな苦い思い出がありながらも、Tさんを含めて、お世話になったミャンマーの人々のことなどが大変懐かしく思い出されるのも不思議で、逆説的ながら、様々な葛藤もこの国ならではの魅力なのだ。そんな国も大変珍しい。



《栗原 佳美 様のプロフィール》  
元株式会社クリハラント国際部部长  
1990年、ミャンマーとの合弁会社設立準備プロジェクトの一員として初渡緬。以後、国際部としてミャンマーからの研修生受け入れ事業を立ち上げ、責任者として従事。2000年、元研修生が立ち上げたトライアングルリンクスエンジニアリング社に投資。仕事以外にもミャンマーこども絵画展など、企画運営。現在に至る。

# 2013年合宿レポート

2013年の林事務所の合宿は、舞洲スポーツアイランド内の「ロツジ舞洲」で行いました。周辺は「新夕陽ヶ丘」と呼ばれ、日本夕陽百景にも選定されているだけあって夕陽がすごく綺麗なんです。事務所所在地の四天王寺前夕陽ヶ丘から新夕陽ヶ丘

への1泊2日の合宿の様子を、入所3年目の田中と入所1年目の浦がレポートします。(田中 雄介、浦 絵美)



## ☞ 昨年の振り返り

☀ 1日目の午前、昨年のサポートチームに分かれて1年間の振り返りを行いました。サポートチームとは、お互いの目標達成をサポートし合う4~5人のグループです。1年間同じメンバーで定期的にランチを食べながら近況や個人目標に対する進捗を気軽に話し合っています。以下、**嘗美**は美人の絵美の略、**雄**は未来の英雄、雄介の略です。

**雄** 絵美ちゃんは4月に入所して僕らの「チーム・ドラゴン」に入ってきたんやったね。どうやった？

**嘗美** 楽しかったです。簿記の勉強に対するやる気が薄れていた時にチームメイトからアドバイスをもらったり、皆さんが頑張っている話を聞いたりしていると自分も頑張ろうという気持ちになりました。

年始の合宿で目標を立てても、定期的に進捗チェックをしないと何もしないで1年過ぎてしまうもんね。チームのメンバーに進捗状況を報告することで自分自身も意識するし、周りから刺激ももらえる。

おまけに美味しいランチが食べられるなんて♪

毎回美味しいお店のチョイスありがとう！

❖ 午後からは、林事務所の有資格者が各々の業務の内容及び課題を発表していきま

## ☞ 有資格者による業務説明

した。他の部門や他のフロアーの職員がどんな業務を行っており、またどんな課題を抱えているのかを知ることができました。

林事務所って有資格者が9人もいるんですね。

昨年の9月に藤原さんが公認会計士登録し、12月には前田さんと清水さんが念願の税理士試験に合格。税理士、公認会計士、中小企業診断士と様々な有資格者がいるからプロジェクトを組んで再生支援や経営改善、組織再編などの業務ができるんやなあと思

ったよ。ところで、他の部門の話は理解できた？

はじめて知ったことも多く、特に監査部門の話は難しかったです。

が監査の目的や監査調書について、塩尻さんがリスクアプローチや品質管理の



有資格者による業務説明

問題について丁寧に説明してくれたね。マニュアル充実優先か、プロフェッショナル育成重視か、真剣に考えたよ。

ファーストフードの店員さんと京料理の板さんに例えて説明されていましたね。そう言えば、リスクアプローチって何でしたっけ？

リスクの高い分野に時間や人といった資源を集中させ、効果的かつ効率的に監査を行う手法やねん。

そしたら監査以外の仕事でも活かそう♪

清水さんからは、普段の税務の仕事の話や有資格者が9人も所属している強みを生かして業務の幅を広げたいという意見が出てたね。

清水さんの話は、私が普段行っている仕事と近い部分もあるので理解しやすかったです。

古田さんと小幡さんからは主に公益法人を取り巻く環境の話。古田さんはこれまで税務や再生支援業務が中心やったけど、ここ2、3年は公益法人のお客様の支援業務で忙しそうやったよ。

大ベテランの小幡さんが、コンサルティングは目の前にお客様がいるので楽しいと目を輝かせておられたのが印象的でした。お二人は年内に移行後の公益法人・一般法人向けの書籍の出版を予定しているそうなので楽しみです。

みんな普段聞けない話に興味津々

☺ コーヒーブレイクを挟んで後半戦へ



竜弘さんからは社会福祉法人を取り巻く環境の話。絵美ちゃんは竜弘さんのアシスタントやから知ってる話も多かったんちゃうかな？

昨年、竜弘さんは中級テキスト(巻末参照)を作成されていて、私も少しお手伝いしたのですが、社会福祉法人につい

てはまだまだ勉強中です。それに、社会福祉制度の沿革の話はすごく勉強になりました。 **雄** 国の支援がなくなっても障害者の支援を続けていこうとしている法人には、ビジネス抜きでもお手伝いしたいという光行さんの言葉には熱くなったな。 **美** 幸さんからは税務調査の話が聞きましたね。 **雄** 僕は税務調査の立会なんてしたことないからすごく勉強になった。税務上の問題が起きやすい項目については各職員がしっかり勉強せなあかんネ。 **美** 幸さんの呼びかけで税務調査を意識した勉強会も開始されましたし、私も頑張っ勉強してみます。 **雄** 最後は前田さんから税理士業界を取り巻く環境についての話やったね。金融円滑化法は分かった？ **美** 中小企業が金融機関に返済猶予にに応じてもらいやすくなる法律ですよ。 **雄** 今年の3月末で金融円滑化法が終了したから、多数の中小企業が倒産するかもしれない。そうならないためにも何かお手伝いできたらエエね。 **美** 朝から始まった合宿も気が付けば21時前。1日目はアツという間に終わってしまいましたね。 **雄** 僕も今年は目一杯勉強して、来年の公認会計士修了試験に合格し、早く一人前になりたいな。絵美ちゃんも簿記の勉強頑張っ！

☞ 今年のチーム決定

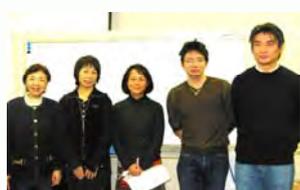
☀ 2日目の朝は、新しいサポートチームごとに朝食を食べて始めました。チームは前日の夜にあまりだくじで決定したのですが、うまく各フロアの職員が混じり合っいい感じに。まずは、チーム名を決定し、今年1年の事務所目標をグループ内で話し合いました。チーム名を決めるのって簡単そうで難しいんです。メンバーの想いが詰まった個性溢れるチーム名と各メンバーを紹介します。



WE CAN



Re・BORN



マーブル



UPる

☞ 事務所の目標決定

☉ 午前中に各チームで話し合っ事務所目標を発表してみんなで共有し、午後からはその目標の仕分けを行いました。この目標はやる？やらない？誰が中心となっやる？いつまでにやる？今でしょ！(笑) **雄** 今年の事務所目標は全部で15個に決定！例年にも増して今年が多いなあ。みんなお客様のため、事務所のためにあれもしたいし、これもしたいという気持ちの表れかな。僕は林事務所開設35周年やからホームページのリニューアルを担当するヨ。 **美** 私は、職員の税務能力アップのために、事務所内で実施する税務会計テストの担当になりました。2月に第1回目として所得税のテストを実施しましたが、みなさん優秀でしたよ。さすが会計事務所。 **雄** 入所年次関係なく、みんな同じ問題のテストって新鮮やったネ。点数が発表されるからドキドキしたヨ。 **美** 他にも、社会福祉法人の方へ向けたセミナーの開催(12、13頁参照)や社労士さんとの提携、マニュアル・チェックリストの作成と盛りだくさんだけど、みんなで話し合っ決めた目標だから頑張れそう。

☞ 最後に目標の発表

🎵 最後は各々が個人目標を決定してみんなの前で発表しました。仕事だけじゃなく、勉強やプライベートの目標もみんなで共有しました。 **雄** 初めての合宿参加やったけどどうやった？ **美** 合宿って何をするのか分からなくて不安と期待で参加したのですが、みなさんが普段どんな仕事をしているのか知ることができたし、今年1年の目標が明確になっすごく満足です。みなさんの想いもすごく伝わりました。 **雄** 1日目の夜は深夜まで、みんなお酒を飲みながら語っていたしね。 **美** この二日間でみんな更に仲良くなった気がします。 **雄** そうやね。みんなにパワーをもらったし、この1年は、報・連・相の徹底という個人目標を意識して頑張るヨ。 **美** 今回の合宿で、まだまだ知らないことばかりだということが分かったのだから、これからもっと理解を深めて成長できるように、設定した目標を意識して頑張ります。 🎵 内容の濃い2日間はアツという間に終わり、夕方からは堀江で打ち上げ&1月の誕生会。 🎵 皆さんお疲れ様でした。



## いま思うこと 伝えたいこと

### ☘ 地方都市巡り 和歌山市 三原 嘉久 様

約半世紀ぶりに故郷和歌山市に生活の本拠地を移したが、商店の大半はシャッターを下ろし、高齢者は日常生活に必要な買い物にも不自由する様子に驚き、他の地方都市は？と気になり、古希を過ぎ、引退を機に、観光を兼ね、地方都市巡りを始めて7年になる。

昨秋は東北6県と道南を廻ったが、何処も人口減・高齢化・後継者不在、若い人の働く場所がないという共通の悩みをかかえて苦闘しているのを目にし、戦後65年、何を間違ってきたのか、と考えさせられた。

東北各所では言い尽くせないほど様々な親切さを体験した。ホテルへの道を教えてくれた男性が、寒い中、曲がり角で待っていて「教えた道は一筋間違っていました。この角を曲がって下さい」と改めて道を教えてくれたのには恐縮した。ホテルの朝食では団体客と重なることを教えてくれ、朝の混乱を避けられ助かった。

沖縄・鹿児島を除き総ての都道府県を廻ったが、これほど多くの親切を東北以外の地で経験したことはない。今回の旅は色々な意味で癒された。

未だ未だ地方都市には種々の有形無形の資産が残っていると感じ、これを開発と云う美名の下に破壊されないよう、どう守って行くかが、これからの課題ではないかと考える旅でした。



### ☘ 震災ボランティアに参加して

#### 公認会計士 柴原 啓司 様

あずさ監査法人大阪事務所の有志メンバー12名で、石巻市七ヶ浜地区の田畑のがれき撤去作業をしました。機械で取り除けない小さながれきを人の手で拾い、土ごと重機で掘り返し、また表面に現れた小さながれきを人の手で拾って…という地道な作業を繰り返した後、土に残った塩を抜く作業をします。これだけでも気の遠くなる話ですが、再び作物がなるかどうかはわからないという話も伺いました。数か月にわたって参加されている方が、「こんな長い作業は楽しくやらないと続かない」とイベント感覚でいろんな人をボランティアに巻き込んでおられたのがとても印象的でした。

被災地を訪問し、被災地は未だ復興へのスタート地点にあり、その進捗にも地域差があることに衝撃を受けました。人を集め、地域の活性化を図ることが被災

地にとって重要な課題であることを知り、再びボランティアに足を運ぼうと心に決めました。

### ☘ えーっ！最低賃金、解雇規制をなくせて！？

#### 働く女性の人権センターいこむる 赤羽 佳世子 様

昨年の急展開の衆議院年内解散。覚悟はできていたものの、この国は一体どうなるのかと思わせる結果の総選挙。そんな慌ただしさの中で、日本維新の会は、「最低賃金制度はなくすべき。規制をなくすことで雇用は増える」と言い出しました。安倍政権も解雇の規制緩和を言い出している、私たちにとってはとんでもない話が、現実味を帯びてきています。

「規制をなくすことで雇用は増える」??? どんな雇用が増えるのでしょうか？ 人を低賃金で使い捨てるにするブラック企業が大手を振り、まともな賃金を払うまっとうな企業は潰されていくことになり、結果的には持続可能な社会とは反対に社会は壊れてしまうのではと予想します。

労働者への様々な差別的待遇をなくすための規制をかけることで安定した雇用を確保し、健康で文化的な生活を実現できれば、財布のひもも緩んで内需拡大につながり、生活保護等で税金を使うのではなく、税金、社会保険を担う側の人が増えることにもなり、持続可能な社会を実現できるでしょう。

いずれにしても、一見良さげな言葉に惑わされることがないように、今を生きるすべての世代の人たちへ未来への希望を届けられる言葉をみなさんと共に探して、紡いでいきたいと思います。



### ☘ 浜 矩子 さんの講演を聞いて

#### 堺市 釜野 邦子 様

「2013年国際女性デー大阪集会」に参加し、浜 矩子さんの講演を聞いた。「女性の力で拓こう 弱肉強食でなく 分かち合いの経済・社会を」のタイトルで、私たちは何を目指すべきかを教えていただいた。

アベノミクスという言葉が飛び交っているが、この〇〇ノミクスというキャッチフレーズは思考停止になり危険。浜さんがアホノミクスと呼ぶと言われると会場が沸きあがった。(以下、浦島太郎ノミクスで…)

浦島太郎ノミクスには5つの大罪が有る。①浦島太郎のばらまき公共事業(10年来のやり方で何の成果もない惰眠食り) ②円安神風的通貨戦争(ドル安輸出路線のアメリカが必ず対抗) ③相棒つぶし型金融緩和

(言うことを聞かなければ首のすげ替え) ④行きすぎた市場との対話(市場をコントロールするのではなく市場によって袋小路に) ⑤懸念のデフレバブル化(資産インフレ・実物デフレは、上りエレベーターに右足、下りエレベーターに左足のまた裂き状態)

目指す社会は深い包容力のある包摂性が高く、多様性の意識が強い社会。これまでの日本は包摂性は高いが多様性は弱い。包摂性・多様性のどちらも低い最たるものは大阪市。あぶれている者を排除する社会の経済は成長できない。分ち合い、大いなる富の使い方が下手では地域経済において所得分配政策はできない。民主党政権時代に少しうまく行きかけたが、今また中央に戻そうとしている。このため私たちは3つの壁をぶち壊さなければならない。それは、①ハズム ②ポピュリズム ③浦島太郎ノミクス。共通するのは、とことん相手をやっつけないと気が済まない、人の痛みが分からない、子供じみた凶暴性を持っていること。

カトリック信者である浜さんは、聖書の中の女性は助け手であるという。これは男性のアシスタントやお手伝いではなく、あらゆる人に対して救いの手を差し伸べる力を持つ者。また母の愛は神の愛に一番近い無限のパワーと無限の包容力を持っていると言われた。

女性の力で分ち合いの社会を拓くには、①助け手の団結で救いの力を束ね ②おごれる者どもを追放し ③希望の為の陰謀を企てる(こっそり集まって陰謀を企てることは楽しいものだ)と締めくくられた。

❀ 壊れゆく日本 長門市 中三川 俊夫 様

高校の体罰問題、全柔連のパワハラ等や裏金疑惑、更には東電の停電とその対応の問題etc。何かがおかしいと感じたのは僕だけでしょうか。

体罰の問題でいえば、全く機能しない教育委員会、他人事の対応をとる教師、更にそれに上塗りするような橋下市長の高校体育科の募集停止方針。思考停止に陥っているとしか考えられません。こんな状況だからこそ真の指導者の育成、運動生理学に基づく正しい体育教育の推進が求められると思うのですが…。

冷却水に関わる東電の停電問題では、原子力という人間の管理能力を超えたものを相手にしているにもかかわらず、あの当事者意識のなさ、危機管理能力システムの脆弱性は、目をおおうばかりです。本当に日本は自壊しているような気がしてなりません。

政治・経済に目を向けると、アベノミクス、円安、株価上昇、地価上昇によってデフレを脱却し景気上昇につなげるといった方向性は、基本的には間違っていないと思いますが、それにも気になる点、不安な点があります。長期金利上昇・資産バブルのリスク等も考えられますが、一番懸念するのは、景気上昇・企業収益の上昇(先行指標)の一方、低所得者あるいは中小企業に対する恩恵がなかなか行き渡らない(遅行指標)という点です。このタイムラグが問題です。

全ての人に良い経済政策というのは基本的に有り得ないと思います。そこで必要になるのが経済的弱者に対する目配り、気配りです。どうセーフティネットを構築するかで政権の真価が出てくると思います。

こういった流れの中、今私たちが忘れていないことは、他者に対する“痛み”がわかる、またはその“痛み”をシェアリングすることではないでしょうか。思いやりや痛みをシェアするといった、人と人との関係性の崩壊が感謝の言葉やいたわりの言葉の欠如にあらわれているように思います。こうした日本語の乱れや崩れが“日本”の崩壊のあらわれと感じられてなりません。

皆様の御意見をお聞かせ下さい。

❀ 豊かな日本の「食」を次世代へ  
株式会社ソレリーノ 寺前 靖隆 様



無謀とも言える状況で独立してから1年が経ちました。おかげさまで事業は何とか軌道に乗ってきました。

経済効率優先の流通からこぼれ落ちた「素晴らしい日本の食材」を流通させる事業をしています。たんに右から左へということだけでなく商品開発やレシピ提案なども行っています。

例えば、現在商品化に取り組んでいるのは、長崎県の「エタリの塩辛」を作るときに出る「魚醬」です。エタリというのは長崎の方言で「カタクチイワシ」のことです。天然の旨味がギュギュッと濃縮された調味料として世に出そうと、40代の食べることが大好きな女性を中心とした商品開発チームが取り組んでいます。様々な料理に使ってみたところ、「青い魚の臭み」や「妙な主張」は全くなく、極めて素直でかつ奥深い味わいを引き出す優れた調味料としていけそうな手応えを掴んでいます。

他にも様々な取組をしています。夏のKS経営研究会でみなさんとお話できることを楽しみにしています。



# いま 思うこと 伝えたいこと

## ✿ 私はこうしてがんと向き合った

木津川市 山下 美保子 様

### ☞ 2度もがんになる

7年半前、子宮癌摘出手術を受けました。当初の精神状態は夢でも見ている様な、先生の話もメモをとり読み返さなければ頭の中に残らない程でした。

手術からもうすぐ5年という頃、今度は乳がんが見つかり、温存手術を受けました。女性にとって、胸が無くなる、形が変わることはとても辛く悲しいことです。凄く悩みました。術後、先生は抗がん剤・放射線治療・ホルモン療法を勧められました。一度目の入院の時、お友達になった方々が抗がん剤治療を受け、顔色がだんだん悪くなり、痩せ、辛そうにして特別室を出たり入ったりし、亡くなって逝きました。そんな方々を見て来たので、抗がん剤は選択肢にはありませんでした。放射線治療の後遺症の辛さは自分が一番理解していたし、納得が行かなかったので、2度で止めました。その後ホルモン治療を始めました。

### ☞ 生活を見直す

退院して暫らく経って、色々なことを考える内、「二度も癌になるということは自分に原因が有るのではないか」と思うようになりました。そんな頃、実家の姉が、私の同級生(色々な病気のことや健康・自然食品・サプリメント等の勉強をしている)に話をして、その方が「自分の生活を見直した方が良い」とアドバイスしてくれ、本を薦めてくれました。以下の2冊です。

- ・「ガンと闘う医師のゲルソン療法」  
星野仁彦(福島学院大学福祉心理学部教授)
- ・「人が病気になるたった2つの原因」  
安保徹(新潟大学大学院教授医学博士)

《星野式ゲルソン療法の5つの基本》

1. 無塩食(当初数ヶ月~2年は極力塩分を摂らない)
2. 油脂類・動物性蛋白質の制限(納豆・豆腐等は良い)
3. 大量かつ多種類の野菜ジュース
4. アルコール・カフェイン・白砂糖・人口食品添加物などの禁止
5. イモ・未精白穀類などの炭水化物、豆類、新鮮な野菜や果物、国産のナッツ、海藻類を中心とした食事

5つの基本を守り、人参(3本)・リンゴ(半分)をジューサーで絞り、レモン汁少量を加え、1日1500ccを飲み、コーヒー浣腸1日1~2回(肝臓の解毒を促進さ

せる為です)。使用する洗剤、化粧品、シャンプー等すべてをオーガニック又は石けん素地で出来ているものに換え、有機・無農薬にこだわり、食べて良い物だけを食する生活をしました。3週間すると野菜本来の味が解る様になりました。3ヶ月位してからでしょうか。身体の変化に気づく様になりました。お腹を下さない様になったのです。1年後には体重が10kgも減少しました(これは本の中にも書いてあります)。

### ☞ すっかり元気になって野菜作り3年

食事療法や身体を温めること。ストレスを抱えないこと。身体が変わってくると気持ちまで変わり、自分でお野菜を作ってみたくなり、貸し農園を紹介して頂き、廻りの方に教えて頂きながら、野菜作り3年目の春を迎えます。野菜は正直で、種や苗は手をかけた分だけ大きくなり、世話をした分だけ美味しさも増します。野菜の世話も楽しく、何も考えず、苦にもならず、夏は麦わら帽子を被り、スイカに「早く大きくな〜れ」と話しかけ、収穫したトマトやナス、きゅうり等に「美味しく頂きます有難う」とお礼を言います。甥っ子が野菜の届くのを楽しみにしていると聞くと、待っていてくれる人がいるから頑張ろうと思えます。

### ☞ 病気を寄せ付けない生活を

今回、こうして書かせていただいたのには理由があります。知り合いが2年前、大腸がんで亡くなりました。私は、自分のがんのこと、食事療法のこと、本のこと話していましたが、その方は自分が病気になったことを知らせてはくれませんでした。もしかしたら助けてあげられたのではないかという思いが今でもあります。中々出来ることではないかもしれませんが、病気になった時、慌てないよう、情報として色々な本を読み、勉強しておく。病気になったら抱えこまず、友達、知人に公表することも大切なのではないかと思えます。乳がんは予防出来る、そんな本さえあります。

身体にメスを入れるとどうしても疲れやすくなり、後遺症で苦しんだり、その後転移の可能性もあります。ひとりでも多くの方が自分自身の身体を気遣い、家族の為、自分の大切な人の為、病気を寄せ付けない生活の大切さを解っていただけたら幸いです。

「多くの投稿を頂き有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。」





# Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~ ANAセミナーを受講して



❖今まで、自分自身のことをゆっくり考えたことなどありませんでしたが、このセミナーに参加して色々気づくことができました。人の意見や考え方など聞き入れず、「自分が正しい」と思い込んでいた部分などありましたが、「みんな色々違う、人それぞれ考えがある」ということに気づきました。

「これはできないからやめよう」なんて逃げている部分など、仲間から「挑戦しないと何もできないよ」と言ってもらい、今まで避けていた部分にも足を踏み入れてみようと思います。 山田 順一 様

❖私は何か困難なことがあると逃げようとしてしまう自分を変えたくてこのセミナーに参加しました。その中で、自分の中に「そうあるべき自分像」を無意識で作っていて、それと比較して至らない自分を責めていることが原因にあると気づきました。まずは、現在の自分を認めて一歩ずつ改善して行く。これからは逃げ出したいと思っていることにも向き合って行こうと思います。 戸田 雅士 様

❖初めは「なぜそれをするのか？」と、分からないことばかりで不安も感じていました。でも今は、このセミナーに参加して良かったという思いだけです。

私は今まで、自分を知っていると思い込んでいましたが、自分のことを何一つ分かっていないことに気づきました。分かっていなかったからこそ、今抱えている問題があって、解決できないのだと分かりました。

いつも誰かのせいにして、自分の人生を生きていないことに気づきました。気づくことは、自分の悪い所や嫌な所を直視しなくてはならなくて、辛い作業でもありました。自分って最低だなと思って落ち込んだりもしました。でもそれをやったからこそ、分かったこと気づいたことがあって、自分一人では解決できなかった自分自身を知ることができました。

これからどう生きていきたいか、はっきりと分かったことが、このセミナーを受けて本当に良かったことです。また一緒にセミナーを受けてくれた仲間が居てくれたからこそ、この3日間やり通すことができたと思います。このセミナーをすすめてくれた人や一緒に参加した仲間やアシスタント、講師の方に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

南 智奈美 様

❖自分を見つめ直すということ、一度やってみたいと思い、ANAを受けてみました。ところが、どんなことをするのか、全く分からなかったのです。でも今考えてみれば、分からないから良かったのですね。真っ白な状態からスタートするということで、自分を見つめ直すことができました。

自分自身の癖、思考、生活パターンなど「自分ではそんなことはない」と思っていたことでも、「ああそうなんだ」と思えるようになりました。これからもANAで学んだ思いを大事にしたいと思っています。

野崎 浩司 様

❖今回再受講でした。2年前にANAと出会い、関わる様になって、あるがままの自分に近づくことの心地よさを少しずつ感じる様になり、もっと自分に向き合って、何かを得たいなあと思つての参加でした。

2日目・3日目と進むうちに少しずつ殻がとれていく様に素直な自分が出せるようになり、勇気をだして冒険している自分がいました。そういう風になれたことがとても嬉しくて、3日目を終えた時には、一度目とはまた違った心地よさを得ることができました。

これからも自分に素直に自分を大切に、なりたい私に近づいていきたいです。そしてこれからも関わっていききたいと思っているANAに私の大切な人を招待したいです。 桑村 由美 様

<p><b>Awareness for New Actions</b> ANA ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~</p>	
<p>◆2013年5月 ANA◆ 日程：5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝) 会場：林事務所セミナールーム 費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)</p>	<p>◆2013年8月・11月 ANA◆ 8月9日(金)・10日(土)・11日(日) 11月2日(土)・3日(祝)・4日(祝) お問合せは 林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770</p>

第79回経営倶楽部のご案内

第79回経営倶楽部は、「マネジメントゲーム」です。参加者それぞれが社長となり、資金調達、設備投資、人材採用、商品の仕入れ・販売、資金繰りなど、ゲームを通じて、楽しみながら、経営感覚や財務スキルを身につける研修プログラムです。さらにはその結果から財務諸表を作成し、経営分析を行い、経営計画の作成も行います。この2日間のプログラムを、わかりやすく、かつ楽しいと定評のある、弊所 税理士・中小企業診断士 前田 有太可 が講師を務めます。ぜひとも、皆様お誘い合わせの上、お越しくださいますようお願い申し上げます。

- テーマ 「マネジメントゲーム～ゲームを通じて楽しく経営をシミュレーション～」
- 日 時 平成25年4月20日(土) 午前9時～18時、21日(日) 午前9時～17時
- 場 所 講演会：たかつガーデン □ 講 師 税理士・中小企業診断士 前田 有太可
- 会 費 講演会 15,000円(2日間、税込) お問い合わせは ⇒TEL06-6772-7770 ⇒info@share.gr.jpまで



◆第80回経営倶楽部は、平成25年10月26日(土) 弊事務所所長 林 光行による記念講演を予定しております。

▽▲出版物紹介▽▲ ■社会福祉法人会計簿記テキスト << 上級(簿記会計) 編 >> << 上級(財務管理) 編 >>



◇編著：社会福祉法人会計簿記テキスト作成委員会 ◇発売所：実務出版株式会社

本書は、昨年全面改訂した入門初級編・中級編に続く、簿記会計の上級テキストとして作成したもので、新しい会計基準に準拠した内容になっています。社会福祉会計簿記認定試験<<上級>>(簿記会計)(財務管理)の出題範囲を含んでおり、管理者、経理主任者向けの内容となっています。

■会社実務に活かす・ビジネス簿記入門(第5版) ◇藤本清一・林 幸共著 ◇税務研究会出版局



元大阪国税局所得税課長の藤本先生が神戸税務署長を最後に退官され、大学教授として簿記原理を担当されるにあたり、「ゆきちゃん、何か良い本ないか」と声をかけられたのがきっかけ。長年、大阪府母子寡婦福祉連合会で簿記講座を担当していた私は「いい本はないです。私の授業を受けていただくのが一番なんですが…」と答え、「それなら書き〜や」となった訳です。そうしたことから、本書は、簿記を勉強する人が完全独習できることを目指しています。改訂にあたり、税法改正や日商簿記検定3級の最新の出題傾向をもり込みました。(林 幸)

資格登録のご挨拶  
 昨年税理士試験に合格し  
 この度 近畿税理士会に  
 登録いたしましたことを  
 皆様にご報告いたします。  
 これも 多くの方から  
 励ましご指導頂いたお蔭と  
 深く感謝申し上げます。  
 今後は中小企業診断士の  
 資格と併せて より一層  
 皆様のお役に立つよう  
 精進して参る所存ござい  
 ます。これからも どうか  
 ご指導ご鞭撻を 賜ります  
 よう 心より お願い申し  
 上げます。

前田 有太可

資格登録のご挨拶  
 この度税理士試験に合格  
 し税理士登録いたしました  
 ことをご報告いたします。  
 林事務所に入所後数年が  
 経過し 家族も増え 背水  
 の陣で税理士試験に臨んだ  
 結果ようやく合格すること  
 ことができました。  
 これからはお客様 家族  
 を積んで参りたいと存じま  
 す。今後ともご指導ご鞭撻  
 を賜りますようお願い  
 申し上げます。

清水 龍二

編集後記

◆毎号、心のもったお便りやご寄稿、本当にありがとうございます。

◆昨年、文部科学省が公表した「高校生を取り巻く状況」のまとめによると、「私は価値のある人間だと思う」との回答は、米国89.1%、中国87.7%、韓国75.1%に対し、日本は36.1%だそうです。国民性もあるのかしら?と思うものの、日本の高校生の自己肯定感が低いのは事実のようです。一方、英国BBC放送が世界22か国の2万4,000人を対象に行なった好感度調査では世界で日本が1位だとのこと。

◆多くの問題は、自分に自信がないことから引き起こされると思います。自国に誇りを持てるのも国民が自分に自信を持つことが出発点だと思うのです。自信って何?と言えば「自分を信頼すること」。それはまず「ありのままの自分でOK」と思えること。方法は簡単!ただただぎゅっと抱きしめること。お母さんだったら「生まれてきてくれてありがとう」と子供を。大人になったら自分で自分を…。生まれて半年の孫の満面の笑顔に、この子が自信を持ってすくすく育つようにと願わずにはおれません。(林 幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所

大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル  
 〒543-0073 http://www.share.gr.jp/  
 TEL06-6772-7770 FAX06-6772-7740

公認会計士・税理士 林 光行 中小企業診断士  
 税 理 士 林 幸 税 理 士 前田 有太可  
 税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫  
 税 理 士 林 竜弘 公認会計士 藤原 良樹  
 税 理 士 清水 龍二 公認会計士 小幡 寛子  
 (非常勤)

☆次号は25年10月出稿予定です。「今思うこと、訴えたいこと」など、どしどしお寄せください。⇒info@share.gr.jp

☆なお、購読料をカンパして頂ける方は林光行事務所の郵便振替までお願い致します。⇒口座番号 00950-3-14499